



労働条件の変更について ～合意していないのに、そんなつもり ないのにを回避する法的知識

令和8年

11月30日(月)

参加無料

(要申込・先着順)

18:30～20:00 (18:00 開場)

講師からのメッセージ

企業は、労働条件の変更を柔軟に行うために、労働者に個別的に合意を促したり、または場合によっては、労使間の合意が成立していないのに、労働条件の変更をしようとする場合があります。

そのようなとき、労働者は、本当は合意をしたくないのに合意をしなければいけないのか、合意をしなかった時も労働条件は変更されてしまうのか、さらには、就業規則に沿った会社の命令に従わなければならないのか、など、労働条件の変更のケースを多数紹介しながら、労働条件の変更に関連する法的知識をわかりやすく説明致します。

講師プロフィール

2008(平成20)年 弁護士登録 北千住パブリック法律事務所 入所

2010(平成22)年 壱岐ひまわり基金法律事務所 設立

2012(平成24)年 宮崎はまゆう法律事務所 設立

2016(平成28)年 社労士法人はまゆう 設立

2026(令和8)年 筑紫はまゆう法律事務所 設立



講師：梶永 圭 氏
(弁護士・社会保険労務士)

会場

福岡商工会議所 2階第2研修室
(福岡市博多区博多駅前2-9-28)

オンライン(Zoom)同時開催！

定員

会場:25名
オンライン:500名

対象

働かれている方
これから働こうとされている方
労働問題等に関心がある方 など

申込
方法

お申込みは二次元バーコードから →
電話、FAX、電子メール、郵送でのお申し込みを
ご希望の方は裏面をご覧ください。



会場受講



オンライン受講

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です